

## 第7章 ごみ処理基本計画

### 第1節 基本方針

前段の「ごみ処理の課題」で整理した本市の課題をもとに、

新市施行のため、効率的且つ有機的な体制の統一を図るとともに、  
循環型社会の構築に向けたごみ量の削減・資源化率の向上を目指していく。

を基本方針とする。

### 第2節 ごみ処理体系

基本方針を満足させるためには施設整備等の体制の変更も考えられるが、現時点では具体的施策を検討していく段階であることから、現行体制を踏襲したものを将来像として掲げることとする。なお、この将来体系は今後各種施策を検討していく段階で、変更されていくべきものであることに留意する。

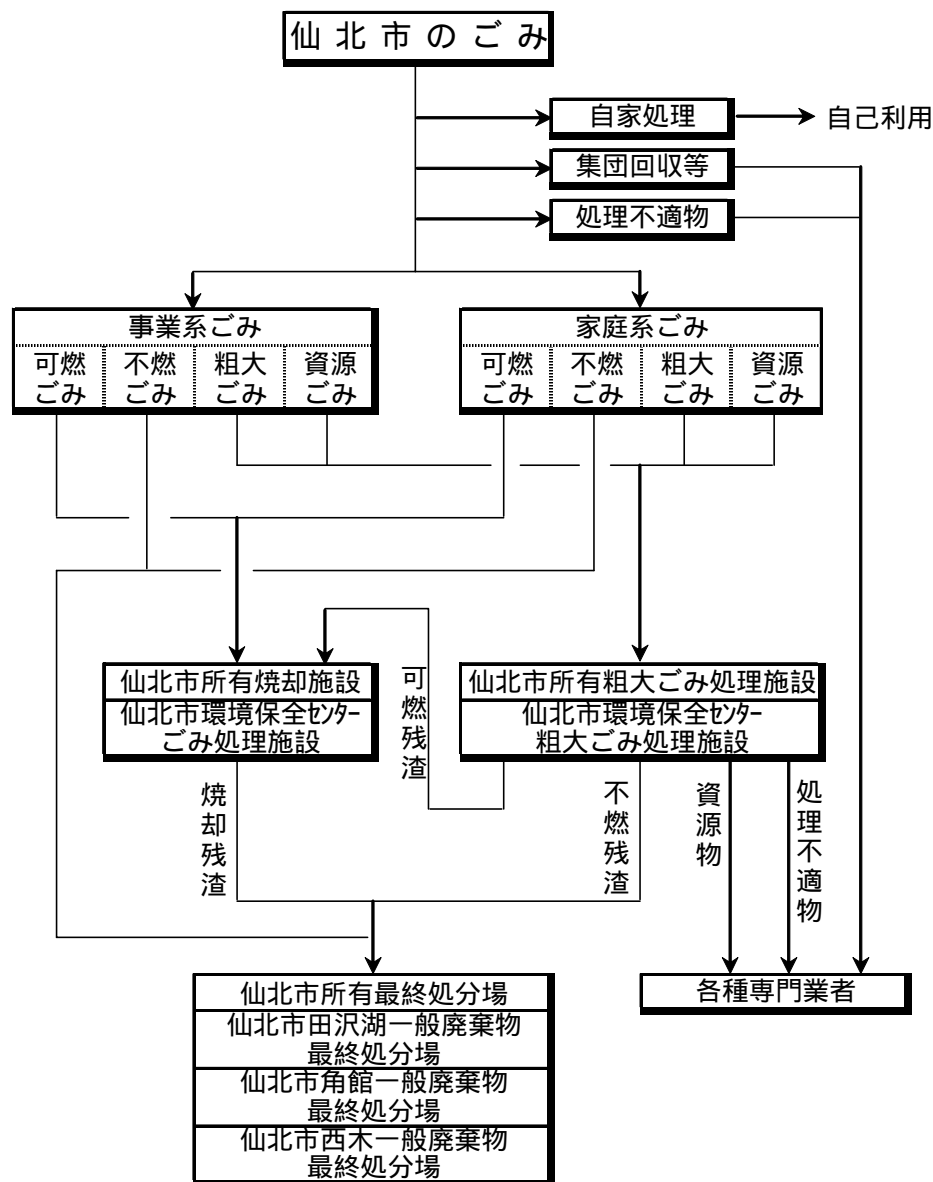


図 7-2-1 将来ごみ処理体系

### 第3節 収集・運搬計画

#### 1. 収集区分

下表のように収集区分をつくり、各旧町村ごとの詳細差異を解消し、統一を図る。

平成16年度段階では収集されていないビン類についても、ビン回収やリサイクル方法の検討を進め実施に向けていく。

またその他のものについても収集対象品目として適宜検討していく。

表 7-3-1 収集区分

区 分	品 目	排出形態	排出場所	収集頻度	
可燃ごみ	・生ごみ類 ・プラスチック類 ・木類 ・ゴム類 ・布類 ・革類 ・紙類	指定袋 (記名式)	ステーション	週2回	
不燃ごみ	・刃物 ・金属類、傘 ・ガラス類 ・小型電化製品 ・陶器類 ・スプレー缶	指定袋 (記名式)		月2回	
粗大ごみ	可燃性	・タンス ・食器棚 ・木製机など木製のタンス ・イス ・マットス(スプリングの入ってないもの) ・じゅうたん ・プラスチックソリ ・茶タンス ・ポリ桶 ・机 ・ベット ・毛布 ・ふとん ・障子 ・サイドボード ・ドア ・機		記名式	年2回
	不燃性	・自転車 ・炊飯器 ・乾燥機 ・スチール机 ・カセットテーブルコーダー ・電子レンジ等の小型家電品 ・一輪車 ・ボット ・スノダン ・扇風機 ・乳母車 ・除湿器 ・ストーブ ・掃除機 ・ステレオ		記名式	年2回
資源ごみ	カン	・ジュース・ビール等の飲料缶, 果物缶, ミルク缶, せんべい等の缶, 魚缶など		指定袋 (記名式)	月2回
	ペットボトル	・ジュース, コーラ, しょうゆ, 焼酎, その他の飲食用のペットボトル		指定袋 (記名式)	月2回
	ビン	・ジュース, 酒, しょうゆ, 焼酎, その他の飲食用のビン		検 討	検 討
その他資源	新聞紙・チラシ	結 束(記名)		月1回	
	雑誌・紙	結 束(記名)		月1回	
	段ボール	結 束(記名)		月1回	
	発泡スチロール・電池	指定袋又は結 束(記名)	年2回		

#### 2. 運搬体制

新市施行前後において、市域内からの搬入先は変更されていないことから、現行の収集体制を維持していくこととする。

新たな品目の回収が開始される場合は、逐次効率的な運搬体制を検討していく。

## 第4節 資源化・減量化計画

### 1. 家庭系ごみの有料化検討

家庭系ごみについては、現在無料だが、今後は排出抑制意識の向上と費用負担の公平性確保のため、有料化の効果とその是非を含め、検討を行っていく。

事業系ごみについても平成17年度に受入料金を見直したところであるものの、事業の減量化対策として、今後も適正な処理料金設定を検討していく。

### 2. 環境教育、普及啓発活動の実施

学校や地域において、パンフレット・チラシやビデオテープ等を活用した環境教育やごみ処理施設等の見学会、資源分別の学習見学の機会を設け、ごみについて身近な問題として認識してもらい、理解と協力を求める。

ごみ排出量の増大や廃棄物処理施設の逼迫などのごみ等処理の現状と課題について、市民および事業者の認識を深めるよう啓発活動を推進していく。

住民に対してごみの排出抑制、再生利用の意識および効果、ごみ排出方法に関する啓発を積極的に行い、住民及び事業者が自主的に、かつ積極的に取り組めるよう、ごみ減量化・資源化の体制づくりや仕組みづくりを行い、リサイクルシステムが円滑に機能するよう体系を確立していく。

自治会や子供会をはじめとした住民団体と協働し、分別区分の普及・啓発や資源回収などに取り組んでいく。

ごみと容器包装廃棄物の区分の徹底を図り、十分な減量効果が得られるよう、住民説明会等を開催し住民の理解と協力を求める。

使い捨て商品の使用自粛、リターナブル容器や再生資源を原材料とした商品の販売、購入、利用の促進に関する啓発を推進していく。

### 3. 廃棄物減量等推進審議会の設置

ごみの減量、リサイクル等に関する施策の評価・推進・検討を行う廃棄物減量等推進審議会を設置し、循環社会の構築を有機的かつ効率的に進めていく。

### 4. 買い物袋・かごの持参及び過剰包装の抑制

住民への買い物袋・かご持参の呼びかけ、過剰な包装や袋ごみの発生を抑制するとともに、町内小売店等での「ごみ減量化協力店」としての協力等の体制構築を推進する。

5. 不用品交換会、バザー、フリーマーケットの開催

ごみの減量と資源の有効利用を目的に、粗大ごみとして排出される家具や自転車を修理して住民に提供する、住民主体の自主的なイベント開催の機会の提供などを検討する。

6. 住民主体回収の促進

集団回収事業についてはさらに啓発活動を実施してリサイクル意識の向上を図り、住民を主体とした資源回収を促進していく。

7. 家庭内生ごみ処理助成事業の推進

家庭から排出される厨芥類については、可燃ごみと分別し、自家処理の推進の理解と協力を求めるとともに、コンポスト容器や生ごみ処理機の購入助成事業を推進し、ごみの排出量削減とリサイクル率の向上を促進していく。

8. 分別収集計画の統一

資源化率の向上のため、分別収集計画の統一・改訂を随時行っていく。

## 第5節 中間処理計画

1. ごみ処理施設（焼却施設）

ごみ処理施設については、構造維持管理基準も満足しており大きな問題がないことから、適正な運転に配慮しつつ、稼働を継続していく。

また、広域化計画では平成30年にブロック内の広域化が完了するように示されているため、適切な維持補修を重ね、施設の延命化を図っていく。一方、ブロックを構成する自治体とは協議を重ね、連携、協力体制の強化を進めていく。

2. 破碎選別処理施設（粗大ごみ処理施設等）

不燃ごみが直接埋立に回されていることを考慮し、その中からの資源物の回収を念頭に置き、使用方法などを探っていく。

3. 資源化施設（粗大ごみ処理施設等）

現在カン、ペットボトルのみの処理であるが、その他ストックヤード的な使用方法や、他品目の処理も検討していく。

## 第6節 最終処分計画

### 1. 維持管理計画の統合

3 処分場の維持管理計画の統合を図る。具体的には、

- ・立地特性を考慮した搬入量の管理
- ・ランニング、メンテナンスコストを考慮した委託計画。
- ・管理帳票の統一

等についてであり、各設備の効率的運用を目指すものとする。

### 2. 最終処分率・直接埋立量削減の可能性検討

資源化率と併せて最終処分率も国の目標に達していないことから、現行の直接埋立物の破碎選別による、資源物の回収と埋立量の減量化・減容化の可能性を検討していく。

### 3. 適正維持管理の継続

現有処分場については、建設年度が新しく、共同命令に則った構造であるが、今後は同じく共同命令に則った維持管理を継続して行うことにより、安定処分を推進していく。